

【研究ノート】 小曾根築地造営に係る借入金について

徳永 宏

はじめに

令和三年（二〇二二）は、元亀二年（一五七二）のポルトガル船来航による長崎開港から数えて四五〇周年にあたる。長崎は国際貿易港として発展し住民の多くが貿易に係わってきたが、幕府が鎖国政策を転換し、安政六年（一八五九）に欧米諸国に対して開港したことにより大きな影響を受けた。この時大浦地区を中心に外国人居住地が造成され、自由貿易が開始された。この変革に対応して新たな商機を見出し、自ら築地の造営を行つたのが長崎の町人小曾根乾堂である。

乾堂は、明治維新を推進した志士たちと関わり、その先見性は広く知られている。彼が、父と共に取り組んだこの築地の造営もその一つであるが、糸余曲折があつたことは否めない。その実情について検証した先行研究はあるが、史料的な制約もあり十分に解明されているとは言い難い。

本稿では、特に乾堂を悩ませた築地造営に係る問題に着目し、先行研究の内容を確認しつつこれまで紹介されていない史料にも拠りながら築地造営における経済活動について検討を加えていきたい。

一 小曾根乾堂及び小曾根築地に関する先行研究

小曾根乾堂は、文政二年（一八二八）五月二日、本博多町の質

商小曾根六左衛門（竹影と号す、以下、竹影）の長男として生まれる。仮名は六郎（父の死後は六左衛門）、通称が栄、諱は豊明、乾堂と号した（以下、乾堂）。

小曾根氏は、平戸道喜を家祖としており、道喜は、出島の築造を請け負った二五人の一人で、その他、眼鏡橋の修復や瑞光山永昌寺（長崎市玉園町）の創建に関わったことが知られている。

道喜以降の小曾根氏の動向は、同氏の屋敷が三度も火災に遭つたり、昭和時代の疎開によつて史料が失われたことから詳らかにされていないが、正徳年間（一七一一一一七一六）の「本博多町繪圖（正徳年間町絵図）」には、幕末の小曾根邸の場所に「小増根加祢」の名前が見られる。ただし、名前以外の情報がなく同氏が居住していたのか、誰かに賃貸ししていたのかは不明である。

竹影の経歴は、西道仙編・小曾根星堂書「竹影居士伝 小曾根家 中興祖」（明治三七年）にまとめられている。³ 同史料によれば、父貞蔵の代に大きく家運が傾き、本博多町の地所を失うほどであったが、一歳の時に豊後町の質商諸藤某に奉公した後、二五歳の時に諸藤の店を辞して旧宅の一部を買い取り古衣装の販売を始めた。⁴ なお、諸藤氏は、長崎港口に位置する伊王島に建立されていた俊寛僧都の碑を弘化二年（一八四五）に竹影らと修復していることが同碑に刻まれている。⁵

天保九年（一八三八）、長崎市中に大火があり、新築中であつた竹影の家屋が全焼するが焼け残つた倉庫と仮小屋で質屋を営み、同二年、家屋を再建している。

なお、質屋業に係る記録としては、翌二三年、島原町の才蔵が六左衛門の質屋に質入れしたものが盜品であつたため奉行所から取り上げられたことが「犯科帳」に出ている。⁶

乾堂やその長男晨太郎（星海と号す。以下、星海）と長年にわたり交友関係にあつた西道仙は、竹影と乾堂、そして星海の業績を伝記や墓誌に記しており、これらの史料をもとに、神野雄二氏は「日本印人研究」で小曾根氏三代の文化人としての業績とその顕彰活動についてまとめている。⁷

竹影は、福井藩を始め蓮池藩、佐賀藩諫早領、津藩などの用達などを勤めていたことも知られているが、これら諸藩の藩主らと小曾根氏との交流については、同氏第一七代当主吉郎・育代御夫妻が、御所蔵史料などをもとに書籍を出版している。⁸蓮池藩用達に関する史料は小曾根氏が長崎県立長崎図書館へ寄贈した史料の中に「小曾根家諸書留」がある。⁹同史料には、蓮池藩は佐賀本藩が担つていた長崎港警備のうち伊王島の警備に従事している記事が散見され、先述の俊寛僧都墓碑再建との関係性を感じさせる。

また、『蓮池藩日誌』にも小曾根氏出仕の記事が次のとおり出ている。

【史料一】『蓮池藩日誌』

（弘化四年）十一月用番鍋島主計。長崎市小曾根六左衛門ヲ用達

ニ復旧セシム。因テ酒ヲ賜ウ

（嘉永二年）十一月公長崎用達小曾根六郎ヲ呼ヒ數十日滯在セシ

ム。六郎隸書篆刻ヲ能スルヲ以テナリ。

（万延元年）十一月（中略）去九日戌兵重松雄藏・大木幾太郎・

栗山秀雄長崎市ニ到リ、外国人ト争鬭シ秀雄・雄藏

ハ外人ヨリ拘捕、幾太郎ハ魚見岳ニ帰ル。而シテ秀

なお、明治維新後、同藩の用達は小曾根家から別家に変わっている。雄兩人ハ外人已ニ長崎奉行所ニ引致シタリ。因テ長崎用達小曾根六左衛門等ヲ以テ、返還ノ事ニ周旋中ナリト。¹⁰

【史料二】「文書課事務簿 諸藩届出并伺達」明治三年閏一〇月二三日条

〔印〕弁務
蓮池藩
久納友之進

右者医学校江入塾罷在候處、母親病氣之由國元ち申越候付、帰省支度段申出候、今廿二日ち向十一月迄之御暇、御聞済被成下

候様此段奉願候、以上

庚午閏十一月廿二一日

稻津善五郎
〔印〕
蓮池藩用達

書面願之趣承届候¹¹

稻津氏は、乾堂の妻常（津祢）の実家で、慶応三年に乾堂が居留地遊歩道の整備を請負った時の保証人になつてゐる。¹²なお、明治時代の引地町一二番地には稻津直三郎の名前がある。¹³

佐賀藩諫早領の御館入については、同家の日記にその記事があることをシーボルト記念館織田毅館長より御教示いただいた。同日記には次のような記事が出ている。

【史料三・一】「日記 自弘化三年午八月至同一二月ニッキ」

弘化三年十一月二十七日条

一 長崎之者共御出入願扱又香燒御陣場心遣願之儀ニ付諸役方より左之通伺來達

御耳候処何れも願通被 仰出候付其段申越候事
此通

一 長崎大黒町御屋代亡平石利右衛門せ彼常十郎儀亡父御首尾合之訖を以不易此御方御館入被 仰付候被下度願出候惣而者追々右同役古賀九兵衛諸御用弁之為御出入被 仰付置候処右之者儀當時大病ニ而全快之程も難計此就而者前斷常十郎彼是之訖を以御出入願通被 仰付方ニ而者有御座候間敷哉伺來候事

此通

一 長崎本博多町小曾根六左衛門儀去年阿蘭陀本国船渡來二付御出勢ノ砌より御國之英風を奉慕候付御館入被 仰付被下度就而者御越座中万一御近火其外俄之節者御屋敷より別而御手近ニ有之候付御立退候処扱又土藏三ヶ所塗小屋壹間所持罷在候故御武器等御置処二被相用被下候ハ、成丈心遣可申其外不時之御用不成何事身分相応之効者被 仰付次第奉畏御為筋相勵可申志願之旨委細書付を以願出候就而者近年彼地之都合を以者何時

御出馬其内不遠之儀も有之者御立退之場所共可相成哉夫耳ならず御出勢之内宿取等之儀も難計至不都御差支ニ相成候而不相叶候処人柄も相応之者之由ニ付而者手詰之節御用弁之為願通被 仰付方ニ而者有御

座間敷哉伺來候事

弘化三年十二月二十六日条

一 長崎小曾根六左衛門儀御館入被
仰付候付而向正月ニ者為御礼諫早罷越候ハ者不相叶左候而親類中其外披露にも仕候ハ者不相叶ニ付御上下被為拝領被下間敷哉委細願之趣渋谷十兵衛より申越候由就而者御内外御用弁共可相成誠相手次第ニ者前方より差付右之御仕成相成候儀も有之候付而者内願通被仰付方ニ而者有御座間敷哉委敷内書を以請役喜左衛門より申来候付達

御耳候処願通被為拝領之旨被

仰出候付其段申越之貴御上下之儀も此節差越之候事¹⁴

(闕字については一字アケ、平出擡頭については改行の上、史料通りに文字を配置した。以下同)

【史料三・二】「日記 自弘化三年午九月至同一二月ニッキ」

弘化三年十一月晦日条

一 長崎本博多町小曾根六左衛門其外左之通御館入被 仰付度願出候付願通被
仰付方ニ而者有之間敷奉伺候処何れも願通被 仰付候事

乍恐奉願口上覚

此通

私儀本博多町住居内輪質商壳等を以可也ニ相続罷在義御座候処去年阿蘭陀本国船渡來二付御出勢之砌より御國之英風を御慕申上候付近來御用繫御半難奉願奉恐入候得共今般御

館入被差免

殿様爰元御越被遊候節者被渡

御目通被 仰付被下度旁奉歎願候 一躰無調法ニ有之何之御用ニも相立候者ニ無御座候得共御越座中萬一御近火其外俄

之節ハ御屋敷另別而遂能御手近ニ有之甚未籠ニ者御座候得共御支無御座候半者其場御立退所扱又土藏三戸前塗小屋壱軒所持罷在候故御武器等御置所ニ被相用被下候半者私丈心遣可申其外不時之御用何事ニよらす身分相応の働者被 仰付次第奉畏御為御助相勵可申志願ニ御座候条右之事情被為聞召則御都合宜御執成以如願被 仰付被下候様何分宜御心遣被下度深重御頼仕候置

午十一月 多喜又藏殿 但御屋代也 小曾根六左衛門 判
一 長崎御出入小曾根六左衛門其外另左之通献上仕之段達書候由ニ而諫早より差越来候付則差上候事
一 御筆 二箱 外ニ一品
右は小曾根六左衛門另
一 唐紙 壱束 一折
一 御扇子 一箱
右者石崎順五郎¹⁶ち

【史料三・三】「日記 自嘉永四年辛亥正月至同閏四月ニッキ」
嘉永四年二月晦日条

十二月 清越弥七

高嶋市右衛門

中村一之允カ

小曾根六左衛門様
其外¹⁵

弘化三年十二月十四日条

同月十四日

雨

一 長崎小曾根六左衛門其外御出入之義先月願出候ニ付左之通

書状を以達越ス

一筆為啓達候御自分義此方江出入有之度旨書附之趣被承之一代被任御望候此段為可相達如此候恐々謹言

午十二月 早田喜左衛門

判

小曾根六左衛門様

(中略)

一筆致啓達候喜様儀此方御出入之儀ニ付別紙書附差出被申候を差越候為可申越如此御座候恐惶謹言

これらの史料から竹影は弘化元年（一八四四）から諫早領の御館入を勤めており、非常時には諫早領の藏屋敷がある浦五島町から比較的近い本博多町の同氏居宅の土蔵などを武器の保管場所として提供する用意があつたことが分る。

福井藩との関係については、同藩制産方頭取であつた三岡石五郎（由利公正）や、藩校明道館賓師として迎えられた熊本の横井小楠に関する研究において紹介されている。¹⁷最近の研究としては、本川幹男他共著『幕末の福井藩』（令和二年 岩田書院）がある。この研究では、福井藩が藩財政立て直しのため外国へ国産品の生糸や醤

油の輸出を図り、小曾根氏に資金を貸付けて蔵屋敷地となる築地の造営を行わせたもののうまく行かず、一時期小曾根氏と疎遠になつたことを紹介している。同藩の用達も明治維新頃他家に変わつていることが史料に出ている。

【史料四】「諸家届并同達 明治元年十月（十二月 文書科事務簿）」

（朱書）十月廿四日

松平越前守内

加藤藤左衛門

波 静也

南部豊介

右者頼主用昨夜到着東築町福井屋市太郎方へ止宿仕候此段御

届申上候以上

辰十月廿四日

越前用達
徳見傳助¹⁸

なお、徳見氏は、星海の初婚相手が同氏出身であるが、傳助自身との小曾根家の関係は不明である。¹⁹ちなみに、明治三年（一八七〇）の「長崎港各町五人組帳 第一」では、東築町に「徳見伝助」の名が見られる。²⁰

また、

小曾根町築地に関する初発の「申請と計画」の基礎的史料の存在を聞いていない。わずかに傍証資料によつてその大要を察知する程度である、つまり築地造営の経緯を知るうえで重要と思われる史料が見当たらぬことを示唆している。²¹

また、

再三繰り返すように、この築地に関する小曾根六左エ門が代官所へ差出したはずの築立申請の願書やその附属の仕様書の類が失われて無いので、築地の構想、企画、経費等の具体的な詳細は不明である。

と同じく史料的な制約があることを述べて、築地造営の全容が十分に掴めないことを指摘している。²²

以上のことから、本稿では菱谷氏の研究を基礎に築地の造営とその後の整備に関して小曾根氏が抱えていた問題点について、残存す

菱谷武平著『長崎外国人居留地の研究』（昭和六三年 九州大学出版会）が詳しい。菱谷は、同書第二章第五節「小曾根町築地の始末について」において小曾根築地造営の経緯、居留地編入による長崎奉行所との軋轢等について当時長崎県立長崎図書館が所蔵していた長崎奉行所関係文書等（現在は長崎歴史文化博物館蔵）により明らかにしている。

なお、菱谷は前掲書の中でこれらの史料について次のとおり述べている。

る史料から探つていきたい。

二 小曾根築地の造成に係る問題について

小曾根築地の造営については、安政六年（一八五九）四月、竹影が浪ノ平にある所有地の造成工事を始め、「四ヶ年の間家業取捨」てこの事業に集中し²³、万延元年（一八六〇）に完成した。この事業にあたっては、「諸方ぢ夥敷借財相重中ニ茂松平越前守様ぢ数多之拝借金被 仰付」ており、総入費九、六八七両のうち、福井藩からの拝借金が四、〇三〇両に及んでいる。その際、「地所家居土蔵共引当ニ差出し建藏之敷銀を以五ヶ年賦ニ上納仕候積」であった。六左衛門は、そのために建設した土蔵四棟のうち三棟を英吉利商人アノルトに賃貸している。このことは、文久元年、竹影の三男順三郎が、土蔵を貸すにあたり値組前に届け出でていなかつたとして処罰を受けたことが長崎奉行所の「犯科帳」に出ていている。竹影の口書によれば、彼自身は病身につき順三郎に諸事を任せていた。順三郎は、かねてから外国商人との取引があつたとしている。乾堂は、この時堺の糸割符請払役として長崎から離れていて直接関与していなかつたため、罪に問われていない²⁵。

小曾根氏を更に窮地に追いやったのが、築地の居留地編入である。当初築地を外国人へ貸渡すにあたり、相対で敷銀を設定しその収入をもつて借金の返済に充当するつもりであつたが、居留地に編入されたことにより規定の賃料しか得ることができず、資金計画が大いに狂つてしまつた。彼は居留地編入に伴う損失を二、三八二両と見積もつてゐる。²⁶

もう一つ小曾根氏を悩ませたのが福井藩との関係である。同藩の

三岡石五郎（由利公正）は、小曾根氏と交渉し藩の産物蔵を確保するため、前述のとおり資金提供したうえで同家の事業を後押しした。しかし、長崎奉行所による居留地編入によりその計画に狂いが生じ、小曾根氏は、文久二年（一八六二）同藩から「手切れ」にされてしまつ²⁷。そして、同藩は、別途長崎に福井屋を構えそこに藩の産物を取り扱わせる。²⁸

なお、『由利公正伝』によれば、福井藩がオランダ貿易会社に対して文久元年に販売した生糸は二十五万弔、次年度には生糸と醤油で六〇万弔余としているが、この取引額についてはこれまで実証されておらず、研究者はこの金額に疑問を呈している。²⁹ オランダ側の史料としては、「オランダ貿易会社出島代理店営業報告」があり、当該年度の翻刻文が松井洋子編『東インド会社の解散と出島商館文書の変容』（平成二九年 東京大学史料編纂所）に掲載され、横山伊徳氏が本資料を基にオランダ貿易会社の活動を紹介している。³⁰ 同史料のうち、一八六〇～一八六一年分では、Ruwé zijde（生糸）の購入額が三九二、一六四、三ギルダー、一八六一一一八六二年分では、Ruwé zijde の購入額が一二二、九一七、三ギルダーと Zijde in stuukjes（原糸？）が五、八四〇ギルダーの計二一八、七五七、三七ギルダーとなつていて、購入額が全て福井藩のものであるかは不明であるが、横山氏の研究によれば、一ドル＝約二・七ギルダーと計算しており、この為替レートを当てはめると、購入額が一四五、二四六ドルと八一、〇二一・二五ドルとなり『由利公正伝』記載の金額より少額となる。この点は、今後さらにオランダ貿易会社の史料研究が進めば福井藩との取引の実態が明らかになつていくと思われる。元治元年以降、福井藩と小曾根氏の関係は改善し、築地内の火除け地に産物蔵を確保するとともに、同藩が貸付けた四、

○三〇両の返済は、小曾根氏の築地を居留地として借地した外国商人から敷地料一ヶ年分と彼らに売却した家・土蔵代金を合わせて二、○三〇両を先に償還し、残りは十年賦で二〇〇両ずつ返済することを取り決めた。³³前者は元治元年子八月と元治二年（慶応元年、一八六五）丑四月二一日の二回に分けて長崎奉行所居留場掛から福井藩へ支払われている。³⁴この当時の小曾根築地の賃借主、賃料などは【表二】「小曾根築地土地利用一覧」のとおりである。

乾堂は、福井藩以外からも資金調達していたが、前述のとおり返済に充当するはずの敷地料を奉行所が設定した金額とされ、敷地内の家・土蔵を安く売却することになつたため返済に窮してしまった。そこで当座の資金として文久元年（一八六二）一二月、薩摩藩の五代才助から資金の貸付を受けたことを示す文書が小曾根氏に伝わっている。³⁵

さらに、文久四年（元治元、一八六四）に長崎奉行所（宛所は居留場御役場）へ五千両の拝借（千両／年×五年）を願い出ていることを菱谷が紹介している。³⁶筆者が確認したところ、実際には文久三年（一八六三）一二月に年間賃料の下げ渡し分洋銀七九六枚二分に一〇八二枚六分一厘を加えて計一八七八枚八分五厘ずつを五年間借用することとし、元治元年子八月と元治二年（慶応元）丑四月一九日の二回にわたり受領して福井藩への返済に充てていたが、何らかの理由で資金が必要となり、慶応元年に前倒しで御救銀会所から千両とこれとは別に二千両を拝借し、さらに慶応三年七月には九〇〇両を拝借している。³⁷

【史料五】慶応元年 御貸付金年賦帳

慶応元年丑十二月

本博多町

【表一】小曾根築地土地利用一覧

区域	地番等	面積			賃借時期	賃借主	敷地料(洋銀)					建物	棟	備考
		坪	合	夕			枚	歩	厘	毛	弗			
海 岸 側	48番	152				亞フレンチ	56	2	4			土蔵	2	亞はアメリカを指す
	49番	450				蘭シキフ	166	5						
	50番	458	7	5		蘭キリーン	167	6	1					
	51番	468	7	5		英フィールト	175	7	5			家	1	
												土蔵	1	
	道敷	52												51番火除地間、冥加として提供
	火除地	797	5											
	甲造船所	580			文久2年閏8月朔日～	英ミッチャエル	214	6						
	乙造船所	580			文久2年閏8月朔日～	亞ツチエルト	214	6						亞はアメリカを指す
	小計	3539				敷地料計	995	3	3	7				
						大銀	199		6	7	4			敷地料の2割
						小曾根氏へ下渡額	796	2	6	9	6			
山 手	道敷	571												冥加として提供
	小曾根持地	1806		5	文久2年(1862) 3月～12月11日 (部分)	亞人ウラルス						住居 長小屋 土蔵		土蔵1棟は長12間入3間を3戸に分割 崖下にあり ばろ切置場として貸渡した土地72坪に小屋を取立てていたが解き地所を差し戻されたので、戸町村庄屋森田氏に届け出てさらに庄屋から届けがあった

一元金貳千両

小曾根六左衛門
同町親類惣代証人

小曾根英四郎

但來寅方向亥迄拾ヶ年賦一ヶ年貳百両年壹割利金共返納之定

右年賦取立方

丑十二月

(割印) 拾六両貳分

永百六拾六文七歩

(朱書) 此金貳朱錢貳百八拾八文

十二月納

寅 (割印) 元金印貳百両 別正月廿九日

利金印貳百両 納人 小曾根六左衛門印

(朱書) 残元金千八百両

卯 (割印) 元金印貳百両 辰三月十八日 六左衛門代

利金印百八拾両 納人 小曾根真太郎印

辰 (割印) 元金印貳百両 己七月八日 納人 小曾根真太郎印

【史料六】慶応三年 御貸付金年賦帳

慶応三年卯七月
本博多町
押借主

小曾根六左衛門

本博多町

親類惣代証人

小曾根真一郎

午 元金印貳百両

十元金九百両

利金印百貳拾両

小曾根六左衛門
同町親類惣代証人

小曾根英四郎

未 同

利金印百両
利金印八拾両

申 同

元金印貳百両
元金印八拾両

酉 同

元金印貳百両
利金六拾両

戌 同

元金印貳百両
利金印四拾両

亥 同

元金印貳百両
利金印貳拾両

子 同

元金印貳百両
利金印貳拾両

丑 同

元金印貳百両
利金印貳拾両

但來辰ち向申迄五ヶ年賦壱ヶ年元金百八拾兩
年壱割利金共貳季割合返納之定

右取立方

十二月廿四日

卯十二月納利金四拾五兩

納人小曾根六左衛門代人

真一郎印

申
十二月納
利金拾二兩貳分
元金九拾兩
利金九兩

七月納
利金四兩貳分
元金九拾兩
利金九兩

(付札) 是ち七月(朱書) 己八月十八日皆納

七月納

元金九拾兩

辰

(割印) 十二月納
利金四拾五兩
元金九拾兩

十二月廿七日印

利金四拾兩貳分
元金九拾兩

利金四拾兩貳分
元金九拾兩

(朱書) 残七百貳拾兩此利七拾貳兩
(割印) 印

巳八月十八日皆納印

七月納
元金九拾兩
利金三拾六兩

十二月納
元金九拾兩
利金三拾壹兩二分

七月納
元金九拾兩
利金三拾七兩

十二月納
元金九拾兩
利金三拾七兩

七月納
元金九拾兩
利金三拾七兩

十二月納
元金九拾兩
利金三拾七兩

七月納
元金九拾兩
利金九拾兩

十二月納
元金九拾兩
利金九拾兩

未
午
巳
申
卯

借用にあたり親類惣代証人として慶応元年時には弟英四郎、慶応三年には妹婿真一郎が署名捺印している。慶応元年分は、翌寅年(慶応二元年)から亥年(明治八年)までの一〇ヶ年で毎年元金二〇〇両と利息一割の分割納としており、三ヶ年分の支払いが記録されている。慶応三年分は、翌辰年(明治元年)から申年(明治五年)までの五ヶ年で毎年元金一八〇両と利息一割(七月と一二月の分割納)としているが、実際には明治二年己八月一八日に前倒しで皆納している。

【史料五】及び【史料六】には借入金の使途について書かれていなが、菱谷氏が紹介されているように、この頃乾堂は、居留場に編入されなかつた海岸沿いの火除け地及び山手側の所有地に貸家や土蔵などを建設し、その賃料を得ることで築地造営の経費を回収するため、慶応元年に庄屋を通じて代官所に願い出ていることが、「小曾根六左衛門築地外国人貸地ニ差加ヘ拝借金被仰付候一件」の中に書かれており、その建設資金の可能性もある。³⁸ 同史料中の「小曾根六左衛門浪ノ平にて建家奉願候書付」によれば、【表二】「慶応元年貸家建設予定表」のとおり建設を計画している。

この貸家については、小曾根吉郎氏から長崎市立博物館(当時)へ寄贈された「浪ノ平埋立居留地図」(写真二)の中に借家人と思われる人名と年間賃料を記した図面(製作時期不詳)があるが、前掲

資料の書付に関連する図面とは棟数と配置が異なっている。³⁹なお、小曾根氏から長崎県立長崎図書館へ寄贈された「長崎市内小曾根地域地割図」【写真二】には該当区域が居留地外であるため、建物が線描で表現されているが、建物配置は前述の居留地図に比較的近い。⁴⁰このことから、書付に付随する図面は計画段階のもので実際に施工されたものとは異なると推察される。「浪ノ平埋立居留地図」中の図面に記されている年間賃料が【表三】のとおりでこの一、六六八両余は、実際に収納できていたのか、それを確認できる史料が見つかっていないので不明である。乾堂は、さらに明治三年（一八七〇）九月に長崎物産会所から四〇〇〇両を拝借しており、元金四千両が同年十一月に長崎県外務局から同会所へ繰替え払いされている。

【表二】慶応元年貸家等建設予定表

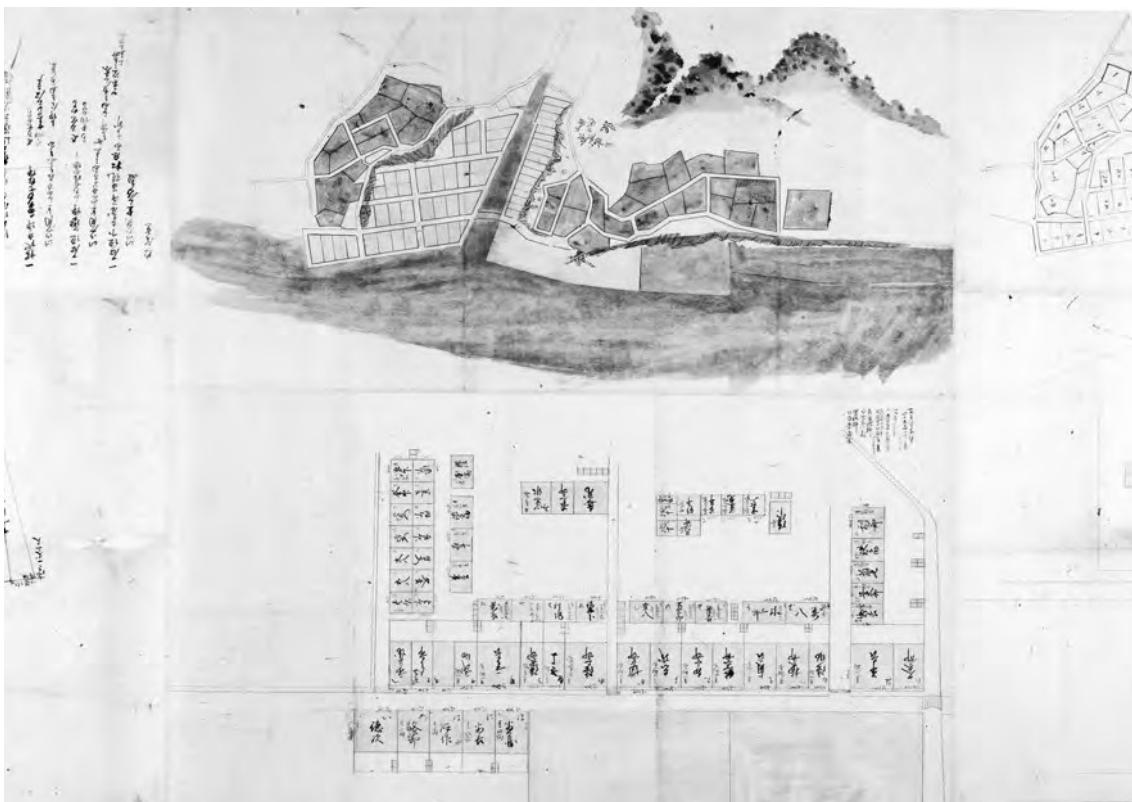
建 物	棟	規 模	備 考
土蔵	1	25間 3間	
土蔵	1	15間 3間	
土蔵	2	12間 3間	
家	1	7間 4間	差配人居所
家	9	10間 2間半	貸家
石炭仮小屋	2	25間 4間	

出典：小曾根六左衛門浪ノ平ニ而建家奉願候書付
（「小曾根六左衛門築地外国人貸地ニ差加ヘ拝借金被仰付候一件」所収）

【表三】貸家等年間賃料一覧

名 目	両	分	朱	永	歩
貸家賃	596	1			
蔵敷	214	2		12	5
居留地料	708				
貸地料	150				
合計	1668	3		12	5

出典：浪ノ平埋立居留地図



【写真一】浪ノ平埋立居留地図（長崎歴史文化博物館蔵）



【写真二】長崎市内小曾根地域地割図（長崎歴史文化博物館蔵）

**【史料七】「小曾根栄拝借金年賦嘆願書并請証文其外年賦割合書」
証**

（割印）金四千両

右者當年九月中步預新開地並建家引當を以當会所と小曾根家
榮江貸渡置候處此度其御局と繰替出方ニ付書面金高御引渡相
成正ニ請取候也

明治三年

庚午十一月

物産会所印

外務局

（中略）

一
金千百両也

右者小曾根屋栄拝借金之内御引去御下渡被成下候處慥ニ請取
奉申上候依之返証文之義者利足勘定仕過金一同相渡可申候為
念一札奉差上候處仍而如件

庚午九月四日

本籠町

荒木屋

長三郎印

庶務
御掛所

前書之通奉申上候ニ付奥印仕候以上

右町掛乙名

吉田宗十郎

御添書奉願口上覚

今般御拝借被仰付候金四千両之内

内々千両荒木屋長三郎江御下渡 被仰付被下度此段奉願候以上

明治三年

小曾根屋

庚午九月四日

榮印

庶務

御掛所

(貼紙) 書面質地取調候処相違無御座候

庚午九月五日

郡方

印印

(中略)

返上納年割

一金四千両

右返上納年賦

一元利千三百六拾両

元八百両

未年九月廿九日上納

一利五百六拾両

一元利千百八拾四両

元八百両

申年九月廿九日上納

利三百八拾四両

一元利千八拾八両

元八百両

酉年九月廿九日上納

利式百八拾八両

一元利九百九拾弐両

元八百両

戌年九月廿九日上納

利百九拾弐両

一元利八百九拾六両

元八百両

亥年九月廿九日上納

利九拾六両

元利合

メ五千五百弐拾両

凡皆納年限中閏月有之候節者
一ヶ月利足相加上納仕候

明治三年

小曾根屋

庚午九月

榮印

庶務

御掛所⁴¹

この四千両のうち、長崎県庶務掛が本籠町の荒木屋長三郎へ、一〇〇両を下げ渡しており、乾堂は同氏に何らかの理由で借入していたものと思われる。

同史料によれば五ヶ年で利息と併せて五、五一〇両を返済することとしているが、実際の返済日は不明である。

「乾堂居士伝」によれば、明治二年（一八六九）に米国郵船発着のため築地に桟橋を建設しており、その建設資金に充当された可能性もあるがこれも詳細は不明である。⁴²

更に、明治五年（一八七三）から同一〇年の間に千八百円借用した時の関係書類も残っている。

【史料八】「地所書入金子借用証文之事」

地所書入金子借用証文之事

一 金壱千八百円也

此引当書入品

旧第三大区居留地
五十壱番地

一坪数 四百七拾五坪

此沽券金九百五拾円

旧第壹大区九小区居留地

第一大区十小区
四十九番地

浪ノ平

一坪数 四百五拾坪
此沽券金九百円

浪ノ平
地主 小曾根栄

第一大区十小区
四十九番地

浪ノ平

地主 小曾根栄

右之金今般就要用右地所書入右金子借用仕候実正也返済之儀
百円ニ付壱ヶ月金壱円宛之利足月々相納元金之儀者本年第拾二
月ヨリ来拾壱年五月限急度返済可仕候万一期月ニ至り相滯候節
者前書引当品ヲ以テ親類受人引受返弁仕毛頭遅滯仕間敷候仍而
親類請人連印之上戸長衆見届奥印申請地所書入証文相渡申處如

おわりに

なお、本博多町の地所については、明治期の同町の図面では所有
者が「三井銀行」となつており、同時期にこの地所が処分され小曾
根氏の本拠地が完全に小曾根町へ移ったと考えられる。⁴⁴

この史料は、宛先（貸主）、日付、借用人及び連帯保証人の記載
部分を欠いており押印もないことから証文原本とは考えにくく詳細
は不明であるが、明治三年の借用からあまり時間を置かずに借用し
ていることが伺える。再び居留地の地所を抵当に引き当てており、
裏を返せば居留地の地所の地料や火除地等の土蔵・家屋の賃料が確
定

小曾根氏が築造した築地は、越前藩蔵屋敷及び外国人貿易商へ賃
貸して賃料を得ていたことはこれまで明らかにされているが、造営
に係る資金調達については菱谷氏の論考において言及されているの
みで、詳細は明らかにはされていなかつた。本稿では、小曾根氏の
経済活動を支えていた資金調達の流れについて少し踏み込んで考察
してみたが、史料的な制約もありまだ未解明の部分も残つてしまつ
た。

実に入つてくることから十分な担保物件とみなされていたことが推
察される。

以上、乾堂の築地造営にかかる資金繰りについてみてみたが、こ
れらを整理すると【表四】「拝借金一覧」のとおりとなる。

造営当初は返済が危うくなり借金を重ねることとなるが、借家等
の建設による増収や敷地料の安定的な確保により、やがて資金繰り
の問題は解決の方向に向かつていつたものと思われる。これは本業
である質商や堺糸割符請払役の経験が堅実な経営手法へと向かわせ
ていったのではないだろうか。その後、息子星海が新たな事業を起
こしたり、引き続き小曾根町の居宅を所有していることが確認でき、
明治三三年発行の『長崎県一円富豪家一覧』には星海が一六番目に
記載されていることから、いずれもどこかの時点で完済したものと
思われる。

なお、本博多町の地所については、明治期の同町の図面では所有
者が「三井銀行」となつており、同時にこの地所が処分され小曾
根氏の本拠地が完全に小曾根町へ移ったと考えられる。⁴⁴

なお、当初この地における小曾根氏自身の貿易・経済活動について長崎歴史文化博物館所蔵史料を中心に調査を行ったが、関係資料は見当たらずその実態を明らかにすることはできなかつた。わずかに地所を外国貿易商へ引き渡す前に土蔵に保管していたものから小曾根氏自身の当地での商取引活動が推察できるくらいである。⁴⁵順三郎が外国人商人と付き合いがあつた旨を竹影が申し立てているが、乾堂及びその兄弟の商取引に関連する史料があれば、さらに具体的な経済活動の実態が窺えるので、これに関連した史料の有無を今後も確認する作業が必要になつていく。

末筆ながら、本稿執筆にあたり色々と御教示いただいた小曾根家第一七代当主吉郎・育代御夫妻、長崎市議会議員永尾春文氏、浪の平歴史探訪の会々長鮫島和夫氏、長崎市シーボルト記念館々長織田毅氏、諫早史談会々員織田武人氏、資料の掲載を御許可いただいた諫早市立諫早図書館と長崎歴史文化博物館、お手続きいただいた諫早図書館の森健史氏に厚く御礼申し上げる。

(長崎市長崎学研究所係長)

【表四】 拝借金一覧

借入先		越前藩	居留場御役場 (居留場掛)	御敷銀 御貸付方	長崎会所か		長崎会所か		物産会所	不明
借入時期		不明	文久3年 亥12月	慶応元年 丑11月	慶応元年 丑12月		慶応3年 卯7月		明治3年 午9月	明治5から 10年か
借入金		4,030両	洋銀9394枚2合 5ダ(4697両2升) ※5年分割	1,000両	2,000両		900両		4,000両	1,800両
償還年数		1+10年	12ヶ年	10ヶ年	10ヶ年(寅~亥) 200両/年		5ヶ年(辰~申) 180両/年		5ヶ年(未~亥) 毎年9月29日納	明治?年12月~ 同11年5月
利足		不明	不明	月8歩	年1割		年1割		年1割2分	100円に付き1円/月
償還予定										
和暦	干支	洋暦	金額	返納日	金額	金額	返納日	金額	返納日	金額
文久2	戊	1862								
文久3	亥	1863								
元治元	子	1864	1,400両	8月納	洋銀796枚2分 6厘9毛6弗					
慶応元	丑	1865	630両	4月21日	以下同じ	16両 2分水166文7ト				
慶応2	寅	1866			〃	100両	400両	卯正月29日 六左衛門納		
慶応3	卯	1867			〃	100両	380両	辰3月18日 代真太郎納	45両	12月24日 代人真一郎納
明治元	辰	1868			〃	100両	360両	巳7月8日 真太郎納	265両2分	7月10日納 12月27日納
明治2	巳	1869			〃	100両	340両	247両2分		8月18日皆 納
明治3	午	1870			〃	100両	320両			
明治4	未	1871			〃	100両	300両	211両2分		1,360両
明治5	申	1872			〃	100両	280両	193両2分		1,184両
明治6	酉	1873			〃	100両	260両			1,088両
明治7	戌	1874			〃	100両	240両			992両
明治8	亥	1875			〃	100両	220両			896両
明治9	子	1876								
明治10	丑	1877	200両							
...										
明治19	戌	1886	200両			3100				
償還総額		4,030両	9,552枚24分 72厘108毛72弗 (4776両余)		3,116両 2分水166文7ト		1,192両2分		5,520両	不明
完済時期		不明	不明	不明	慶応2年8月18日皆納		不明	不明		
出典	小曾根六左衛門 押借一件同人持 地取調子書類同 人諸荷書 文久 3年~慶応元年		小曾根六左衛門 門築地外国人貸地 ニ差加ヘ押借金 被仰付候一件	小曾根六左衛 門築地外国人貸 地ニ差加ヘ押借 金被仰付候一件		御貸附金年賦帳 年	慶応三年 御貸附金年 賦帳 全	慶応三年 御貸附金年 賦帳 全	小曾根家 年賦歎願書並 証文其外年賦割 合書 明治3年 ~同6年	地所書入金子借 用証文之事

注

- 1 小曾根邦次郎・下瀬隆治対談『新長崎夜話草 小曾根風雲録(1)』
二一頁(一九八〇年 西日本文化協会編『西日本文化 第一六四
号』所収)
- 2 長崎歴史文化博物館蔵 請求番号: 国19
- 3 長崎歴史文化博物館蔵 請求番号: 13 328
- 4 豊後町の諸藤氏について Paske-Smith, M. *Western barbarians
in Japan and Formosa in Tokugawa days, 1603-1868* の List
of Japanese Exporting or selling firms recommended to the
English Cousul in 1862 by the Governor of Nagasaki Morofuji
Kihachiro Bungo Machi. List of Japanese Importing or buying
firms recommended to the English Cousul in 1862 by the
Governor of Nagasaki Morofuji Kyubei Bungo Machi の記載
があ。
- 5 伊王島町教育委員会編『伊王島町郷土誌』(一九七一年 伊王島町)
四五五頁
- 6 森永種夫編『犯科帳 第九卷』(一九六〇年 犯科帳刊行会)
六二頁
- 7 神野雄二「日本印人研究」(熊本大学教育学部紀要『人文科学』
二〇〇六年及び二〇〇八年 第五五号及び第五七号)
- 8 小曾根育代著・小曾根吉郎監修『小曾根乾堂 謎解きの旅一 閨
闕で繋がる四賢候、そして西南雄藩』(二〇一四年 ゆるり書房)
- 9 小曾根育代著・小曾根吉郎監修『小曾根乾堂 謎解きの旅 幕末
明治を刻した長崎人』(二〇一五年 長崎新聞社)
- 10 福岡博編『蓮池藩日誌』(一九八一年 蓼池商工会) 五〇七頁、
五四九頁
- 11 藤本隆士編『文書課事務簿 —長崎関係史料—』(一九八〇年
福岡大学研究所) 四四三頁
- 12 蓼谷前掲書三六五頁。該当資料は、「自元治元年子年至慶応三年卯年
外国人遊歩場御用留 第一」長崎歴史文化博物館蔵 請求番号:
B 14 41-2 ※善五郎は該当資料では東築町の居住になつて
いる
- 13 長崎歴史文化博物館蔵 請求番号: 国241
- 14 諫早市立諫早図書館蔵 (史料番号: 一〇八六三)
- 15 同右 (史料番号: 一〇八六五)
- 16 同右 (史料番号: 一〇九〇五)
- 17 三上一夫編『由利公正のすべて』(一九〇〇一年 新人物往来社)
松浦玲『横井小楠』(一九〇〇〇年 朝日新聞社)
- 18 長崎歴史文化博物館蔵 請求番号: 14 91-1 3
- 19 神野前掲書(一九〇八年)二六五 (一九〇)頁
- 20 越中哲也編『慶応元年 明細分限帳』(一九八五年 長崎歴史文
化協会)
- 21 蓼谷前掲書二三〇頁
- 22 蓼谷前掲書二五六頁
- 23 蓼谷前掲書三四七頁 資料「從安政五戌午年至文久元辛酉年 梅
香崎昆布蔵并大浦百姓住家御買上一件」所収「乍憚奉願口上書」
戊(文久二)八月 請求番号: B 14 63-3

- 24 森永種夫編『犯科帳 第一卷』（一九六一年 犯科帳刊行会）
 　一二五頁
- 25 森永種夫編『口書集 下巻』（一九六四年 犯科帳刊行会）
 　二五九（二六一頁）
- 26 菱谷前掲書三六四頁
- 27 松浦玲前掲書一八三頁
- 28 『幕末の越前藩』六四頁
- 29 『由利公正伝』（一九一六年 光融館）九二頁
- 30 本川幹男ほか前掲書六三頁
- 31 横山伊徳「日本開港とロウ貿易 —オランダ貿易会社を例に—」
 　（二〇一七年『講座明治維新6 明治維新と外交』有志社 所収）
- 32 横山前掲書二〇一頁では、一八六三・六四年当時の洋銀とギルダー
 　の換算率として洋銀一ドル＝約二・七ギルダーとしている。
- 33 「小曾根六左衛門拝借一件」長崎歴史文化博物館蔵 請求番号..B 14
 　34 「小曾根六左衛門拝借一件」同右
- 35 本資料については、今後浪の平歴史探訪会が発行する刊行物に掲
 　載が予定されているので詳細は同書を御参照いただきたい。
- 36 菱谷前掲書三五一頁 該当資料は、「小曾根六左衛門所持浪ノ
 　平土地新開築地一件」長崎歴史文化博物館蔵 請求番号..B 17
 　83 · 1
- 37 慶応元年の二千両拝借は「小曾根六左衛門築地外国人貸地ニ差加
 　ヘ拝借金被仰付候一件 小曾根六左衛門築地外国人貸地ニ差加ヘ
 　拝借金被仰付候一件」のうち、「乍恐以書付奉願候」（長崎歴史文
 　化博物館蔵 請求番号..B 14 451 · 2）、同年千両拝借は「御貸
- 付金年賦帳 慶応元年」（長崎歴史文化博物館蔵 請求番号..B
 　14 23 · 1）、慶応三年分は「御貸付金年賦帳 慶応三年」（長崎
 　歴史文化博物館蔵 請求番号..B 14 27 · 1）
- 38 長崎歴史文化博物館蔵 請求番号..B 14 451 · 2
- 39 長崎歴史文化博物館蔵 請求番号..図190
- 40 長崎歴史文化博物館蔵 請求番号..ス3 1 · 1
- 41 長崎歴史文化博物館蔵 請求番号..ス17 2
- 42 神野前掲書（二〇〇六年）二三三頁
- 43 長崎歴史文化博物館蔵 請求番号..ス17 2
- 44 長崎歴史文化博物館蔵 請求番号..図265 2
- 45 長崎歴史文化博物館蔵 請求番号..B 17 83 · 1
- 物館蔵 請求番号..B 17 83 · 1